

特定非営利活動法人
バイオマス北海道

平成 27 年度
通常総会議案書



日時：平成 27 年 4 月 22 日（水）

場所：北海道大学学術交流会館 第一会議室

特定非営利活動法人バイオマス北海道

平成 27 年度総会 議事次第（案）

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 書記および議事録署名人の選任
5. 議事
審議事項
 - 1) 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告および決算
 - 2) 第 2 号議案 平成 27 年度事業計画および予算
 - 3) 第 3 号議案 定款の変更について
 - 4) 第 4 号議案 役員の承認について
 - 5) その他
6. 議長解任
7. 休憩
8. 報告事項
 - 1) 組織体制について
9. その他
10. 閉会

○資料

- 資料 1 平成 26 年度事業報告および決算
- 資料 2 平成 27 年度事業計画および予算
- 資料 3 定款の変更について
- 資料 4 役員の承認について
- 資料 5 H27・28 年度組織体制について（別途配布）

参考資料

- 資料 6 会員名簿

第 1 号議案 平成 26 年度事業報告および決算

参考様式(法第 28 条第 1 項関係)

平成 26 年度の事業報告書
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人バイオマス北海道

1 事業の成果

当法人の活動目的を達成するため、下記事業を中心に実施した。

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
- (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
- (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の金額 (単位：千円)
バイオマス利 活用を推進す るための普 及・啓発事業	HP運営	(A)平成26年4月1日 ～平成27年3月31 日まで (B)北海道大学大学 大学院工学研究院 (札幌市) (C)5人	(D)国民全般 (E)200名	5
	会員への会報の発行 電子メールを活用した関連情報 の提供	(A)平成26年4月1日 ～平成27年3月31 日まで (B)北海道大学大学 大学院工学研究院 (札幌市) (C)3人	(D)会員 (E)50名	0
	特別企画（講演会とトークセッシ ョン）	(A)平成26年6月6日 (B)北海道大学(札幌 市) (C)21人	(D)市町村担当 者、関連事業 者、一般道民 など (E)141人	161

バイオマス利活用を推進するための研究開発事業	バイオマス利活用を推進するための技術的・社会的研究 WG 研究の実施	(A) 平成26年4月1日～平成27年3月31日まで (B) 北海道大学大学大学院工学研究院(札幌市) (C) 20名	(D) 市町村担当者、関連事業者、一般道民など (E) 1000名	0
その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業	○イベント補助 後援 エコセーフエナジー分野 第5回セミナー	(A) 平成26年5月14日 (B) 北海道大学(札幌市) (C) 10人	(D) 市町村担当者、関連事業者、一般道民など (E) 129人	0
	エコセーフエナジー分野 第2回シンポジウム	(A) 平成26年8月28日 (B) 全国町村会館(東京と千代田区) (C) 10人	(D) 市町村担当者、関連事業者、一般道民など (E) 117人	0
	エコセーフエナジー分野 第6回セミナー	(A) 平成26年12月5日 (B) 北海道大学(札幌市) (C) 10人	(D) 市町村担当者、関連事業者、一般道民など (E) 141人	0
	エコセーフエナジー分野 第7回セミナー	(A) 平成26年3月10日 (B) 北海道大学(札幌市) (C) 10人	(D) 市町村担当者、関連事業者、一般道民など (E) 110人	0

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
自治体・その他団体からの受託事業	実施しなかった		
その他バイオマス利活用に関連する支援等の事業	実施しなかった		

H26年度 NPOバイオマス北海道 活動一覧

1. 理事会の開催

第1回 日時 平成26年6月6日（金）

※関連打ち合わせ 平成26年4月30日（水）、平成27年3月30日（月）

2. 総会の開催

日時 平成26年6月6日（金）13:00～13:45

場所 北海道大学構内 学術交流会館

3. 各グループの活動

(1) エコ戦略グループ

特別企画 佐藤のりゆきさん、長沼昭夫きのとや社長と話そう！

「バイオマスってなに？ —私たちが考える循環と共生の社会—」

日時 平成26年6月6日（金）14:00～17:00

参加人数 141名（内、一般市民120人）

○講演会とトークセッション

○パネル展示企画

○来場者サービス企画

(2) バイオビジネスモデル研究グループ

両グループの合同会議 平成27年2月20日

※関連打ち合わせ 平成26年12月16日、平成27年1月10日、

・バイオマス利活用ビジネスプランニングWG

北海道バイオマスネットワーク会議フォーラム発表 平成27年2月16日（月）

4. イベント補助

○後援

平成26年5月14日 北海道大学寄附分野エコセーフエナジー分野第5回セミナー
（北海道大学 学術交流会館 講堂）

「自治体のバイオリサイクル事業の進め方」 129名

平成26年8月28日 北海道大学寄附分野エコセーフエナジー分野第2回シンポジウム
（全国町村会館 ホールA（東京都千代田区））

「バイオリサイクル事業推進のための「地域と自治体の力」 117名

平成26年12月5日 北海道大学寄附分野エコセーフエナジー分野第6回セミナー
（北海道大学 学術交流会館 講堂）

「バイオガス需要促進のための技術」 141名

平成27年3月10日 北海道大学寄附分野エコセーフエナジー分野第7回セミナー
（北海道大学 学術交流会館 講堂）

「地域創生のためのバイオマスエネルギー」 110名

H26 年度 活動計算書
H26年4月1日からH27年3月31日まで

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
個人会員会費 (34人×5,000円)	170,000		170,000
企業・団体会員入会金・会費 (15団体×30,000)	450,000		450,000
学生会員会費 (0人×3,000円)	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
シンポジウム等事業収益	0		0
自治体・その他団体からの受託事業		0	0
その他バイオマス利活用に関する支援等の事業		0	0
5. その他収益			
受取利息	345	0	345
経常収益計	620,345	0	620,345
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他の経費			
謝金	50,000		
旅費交通費			
備品・消耗品費			
通信費	5,477		5,477
印刷製本費	111,132		111,132
会議費			
借料			
雑費			
委託費			
その他経費計	166,609	0	116,609
事業費計	166,609	0	166,609
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費	120,000		120,000
人件費計	120,000	0	120,000
(2) その他の経費			
備品・消耗品費			
通信費	52,682		52,682
印刷製本費			
借料			
雑費	45,144		45,144
その他の経費計	97,826	0	97,826
管理費計	217,826	0	217,826
経常費用計	384,435	0	384,435
当期経常増減額	235,910	0	235,910
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	235,910	0	235,910
前期繰越正味財産額	2,188,697	0	2,188,697
次期繰越正味財産額	2,424,607		2,424,607

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発・事業	研究開発事業	その他必要と認められる事業	受託事業	支援等の事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0	620,000	620,000
2. 受取寄付金						0		0
3. 受取助成金等						0		0
4. 事業収益	0			0	0	0		0
5. その他収益						0	345	345
経常収益計	0	0	0	0	0	0	620,345	620,345
II 経常費用								
1. 事業費								
(1) 人件費 給料手当								
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
謝金	50,000					50,000		50,000
旅費交通費						0		0
備品・消耗品費						0		0
通信費	5,477					5,477		5,477
印刷製本費	111,132					111,132		111,132
会議費						0		0
借料						0		0
雑費						0		0
委託費						0		0
その他経費計	166,609	0	0	0	0	166,609	0	166,609
事業費計	166,609	0	0	0	0	166,609	0	166,609
2. 管理費								
(1) 人件費 給料手当						0	120,000	120,000
人件費計	0	0	0	0	0	0	120,000	120,000
(2) その他経費								
備品・消耗品費						0	0	0
通信費						0	52,682	52,682
印刷製本費						0		0
借料						0		0
雑費	1,350					1,350	43,794	45,144
租税公課				0	0	0		0
その他経費計	1,350	0	0	0	0	1,350	96,476	97,826
管理費計	1,350	0	0	0	0	1,350	216,476	217,826
経常費用計	167,959	0	0	0	0	167,959	216,476	384,435
当期経常増減額	△ 167,959	0	0	0	0	△ 167,959	403,869	235,910

H26年度 財産目録
H27年3月31日現在

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	0		
銀行普通預金	2,319,607		
未収金			
事業未収金	230,000		
流動資産合計		2,549,607	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			2,549,607
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	120,000		
預り金	5,000		
流動負債合計		125,000	
2. 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			125,000
正味財産			2,424,607

H26年度 貸借対照表

H27年3月31日現在

特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,319,607		
未収金	230,000		
流動資産合計		2,549,607	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			2,549,607
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払い金	120,000		
前受金	5,000		
流動負債合計		125,000	
2. 固定負債			
該当無し	0		
固定負債合計		0	
負債合計			125,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,188,697	
当期正味財産増減額		235,910	
正味財産合計			2,424,607
負債及び正味財産合計			2,549,607

会計監査報告書

特定非営利活動法人バイオマス北海道定款第15条5項に基づき、本法人の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの収支決算につき関係書類、帳簿の監査を行った結果、会計報告は適正であると認める。

平成27年4月15日

特定非営利活動法人バイオマス北海道

監事

藤田 哲男

翁 御棋



第2号議案 平成27年度事業計画および予算

平成27年度事業計画書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人バイオマス北海道

1 事業実施の方針

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
- (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
- (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業

2 事業の実施に関する事項

- (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
バイオマス 利活用を推 進するた めの普及・啓 発事業	○シンポジウム・セミナーの開催	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	札幌市内	50名	市町村担当者、 一般道民等 200名	200
	○講座の開催	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	札幌市内	50	市町村担当者、 一般道民等 100名	700
	○HP運営	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	北海道大学大学大 学院工学研究院 (札幌市)	10名	国民全般	50
	○会員への会報の発行	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	北海道大学大学大 学院工学研究院 (札幌市) 他	10名	本NPO会員50名	50
バイオマス 利活用を推 進するた めの研究開 発事業	○バイオマス利活用を 推進するための技術 的・社会的研究 (ワーキンググループ による活動)	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	北海道大学大学大 学院工学研究院 (札幌市) 他	50名	市町村担当者、関 連事業者、 一般道民等 1000名	600

その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業	○イベント補助 (出前講座、 イベント後援など)	平成27年4月1日 ～平成28年3月31 日まで	要望に応じ出向く	15名	市町村担当者、一 般道民など50名	100
-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	----------	-----	----------------------	-----

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者の 予定人数	支 出 見込額 (千円)
自治体・その他団体からの受託事業	バイオマス利活用計画の策定受託事業	平成27年4月 1日～平成28 年3月31日ま で	北海道大学 大学院工学 研究院 (札幌市) 他	10人	218
その他バイオマス利活用に関連する支援等の事業	教育・研究活動支援	平成27年4月 1日～平成28 年3月31日ま で	北海道	10人	151

H27 年度 活動計算書
H27年4月1日からH28年3月31日まで
特定非営利活動法人 バイオマス北海道
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
個人会員会費 (40人×5,000円)	200,000		200,000
企業・団体会員入会金・会費 (新規1団体×40,000, 15団体×30,000)	490,000		490,000
学生会員 (5人×3,000円)	15,000		15,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
シンポジウム等事業収益	80,000		80,000
自治体・その他団体からの受託事業		300,000	300,000
その他バイオマス利活用に関する支援等の事業		200,000	200,000
5. その他収益			
受取利息		0	0
経常収益計	785,000	500,000	1,285,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,000,000	100,000	1,100,000
人件費計	1,000,000	100,000	1,100,000
(2) その他の経費			
謝金	80,000	0	80,000
旅費交通費	210,000	160,000	370,000
備品・消耗品費	40,000	0	40,000
通信費	40,000	10,000	50,000
印刷製本費	100,000	30,000	130,000
会議費	20,000	0	20,000
借料	40,000	0	40,000
雑費	20,000	20,000	40,000
委託費	0	0	0
予備費	100,000	0	100,000
その他経費計	650,000	220,000	870,000
事業費計	1,650,000	320,000	1,970,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	150,000	20,000	170,000
人件費計	150,000	20,000	170,000
(2) その他の経費			
備品・消耗品費	10,000	0	10,000
通信費	100,000	0	100,000
印刷製本費	0	0	0
借料	0	0	0
雑費	30,000	0	30,000
租税公課	0	28,800	28,800
その他の経費計	140,000	28,800	168,800
管理費計	290,000	48,800	338,800
経常費用計	1,940,000	368,800	2,308,800
当期経常増減額	△ 1,155,000	131,200	△ 1,023,800
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	131,200	△ 131,200	0
当期正味財産増減額	△ 1,023,800	0	△ 1,023,800
前期繰越正味財産額	2,424,607	0	2,424,607
次期繰越正味財産額	1,400,807	0	1,400,807

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況
事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科 目	普及啓発・事業	研究開発事業	その他必要と認められる事業	受託事業	支援等の事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費						0	705,000	705,000
2. 受取寄付金						0		0
3. 受取助成金等						0		0
4. 事業収益	80,000			300,000	200,000	580,000		580,000
5. その他収益						0		0
経常収益計	80,000	0	0	300,000	200,000	580,000	705,000	1,285,000
II 経常費用								
1. 事業費								
(1) 人件費								
給料手当	700,000	300,000		50,000	50,000			
人件費計	700,000	300,000	0	50,000	50,000	1,100,000	0	1,100,000
(2) その他経費								
謝金	80,000					80,000		80,000
旅費交通費	10,000	100,000	100,000	100,000	60,000	370,000		370,000
備品・消耗品費	10,000	30,000				40,000		40,000
通信費	20,000	20,000		10,000		50,000		50,000
印刷製本費	80,000	20,000		20,000	10,000	130,000		130,000
会議費	10,000	10,000				20,000		20,000
借料	10,000	30,000				40,000		40,000
雑費	10,000	10,000		10,000	10,000	40,000		40,000
委託費	0	0				0		0
予備費	50,000	50,000				100,000		100,000
その他経費計	280,000	270,000	100,000	140,000	80,000	870,000	0	870,000
事業費計	980,000	570,000	100,000	190,000	130,000	1,970,000	0	1,970,000
2. 管理費								
(1) 人件費								
給料手当	20,000	30,000		10,000	10,000	70,000	100,000	170,000
人件費計	20,000	30,000	0	10,000	10,000	70,000	100,000	170,000
(2) その他経費								
備品・消耗品費						0	10,000	10,000
通信費						0	100,000	100,000
印刷製本費						0		0
借料						0		0
雑費						0	30,000	30,000
租税公課				18,000	10,800	28,800		28,800
その他経費計	0	0	0	18,000	10,800	28,800	140,000	168,800
管理費計	20,000	30,000	0	28,000	20,800	98,800	240,000	338,800
経常費用計	1,000,000	600,000	100,000	218,000	150,800	2,068,800	240,000	2,308,800
当期経常増減額	△ 920,000	△ 600,000	△ 100,000	82,000	49,200	△ 1,488,800	465,000	△ 1,023,800

第3号議案 定款の変更について

定款 新旧対照表

	変更の理由	新	旧
第3章 会員(種別) 第6条	誤りの訂正	この法人の正会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。	この法人の正会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
第4章 役員及び職員(種別及び定数) 第13条	事務局長の追加の必要が生じたため	2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、 <u>1人を事務局長</u> とする。	2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。
第4章 役員及び職員(選任等) 第14条	副理事長の選任方法の変更と事務局長の選任方法を定める必要があるため	2 理事長は、理事の互選とする。 3 <u>副理事長及び事務局長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。</u> (以下番号繰り下げ) <u>4</u> <u>5</u>	2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
第4章 役員及び職員(職務) 第15条	事務局長の職務を定める必要が生じたため	<u>5 事務局長は、業務執行に必要な事務を管理する。</u> (以下番号繰り下げ) <u>6</u>	記載なし
第4章 役員及び職員(職員) 第20条	事務局長は理事から選任することになったため不要	この法人に、職員を置くことができる。	この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

特定非営利活動法人バイオマス北海道定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオマス北海道という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市北区北13条西8丁目北海道大学大学院工学研究科内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道におけるバイオマス利活用を推進するための普及・啓発および研究開発などに関する事業を行い、バイオマス利活用の推進を通じて北海道の発展のために寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) バイオマス利活用を推進するための普及・啓発事業
 - (2) バイオマス利活用を推進するための研究開発事業
 - (3) その他バイオマス利活用を推進するために必要と認められる事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 自治体・その他団体等からの受託事業
 - (2) その他バイオマス利活用に関連する支援等の事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の正会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 企業・団体会員 この法人の目的に賛同して入会した企業・団体
- (3) 学生会員 大学院、大学、専門学校及びこれらに準ずる学校に在籍している者で、この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長及び事務局長は理事長が指名し、理事会の承認を得る。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 事務局長は、業務執行に必要な事務を管理する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員のうちから、理事会の議決を経て理事長が任命する。

3 顧問は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定より所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届けでなければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則 I

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	古市 徹
副理事長	小笠原紘一
副理事長	洞口恒明
副理事長	町村 均
理 事	石井 一英
同	江頭 恵一
同	加賀 美穂
同	谷川 昇
同	山森 功一
同	渡部 和正
監 事	船越 元
同	高田悦子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|-------------|-----|----------|-----|----------|
| (1) 個人会員 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 5,000 円 |
| (2) 企業・団体会員 | 入会金 | 10,000 円 | 年会費 | 30,000 円 |

附則 II

1 この定款は平成25年度通常総会（平成25年6月12日）で改定し、改訂後は平成25年6月12日より施行する。

2 この法人の定款改定後の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	古市 徹
-----	------

副理事長	江頭 惠一
副理事長	町村 均
副理事長	渡部 和正
理事	阿賀 裕英
同	石井 一英
同	伊藤 俊裕
同	加賀 美穂
同	金子 孝文
同	谷川 昇
同	福間 博史
同	山森 功一
監事	洞口 恒明
同	藤田 哲男

3 この法人の定款改訂後の役員の任期は、第16条第1項の規定により、平成27年通常総会までとする。

4 この法人の定款改定後の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員	入会金 0 円	年会費 5,000 円
(2) 企業・団体会員	入会金 10,000 円	年会費 30,000 円
(3) 学生会員	入会金 0 円	年会費 3,000 円

以上

平成21年10月9日作成

平成25年6月12日改定

第4号議案 役員の承認について

特定非営利活動法人 バイオマス北海道

平成 27・28 年度 役員（案）

理事（あいうえお順）

阿賀 裕英
石井 一英
伊藤 俊裕
岩原 栄（新）
加賀 美穂
金子 孝文
谷川 昇
福間 博史
藤田 哲男（新）
藤山 淳史（新）
古市 徹
町村 均
山森 功一
渡部 和正

監事

江頭 恵一（新）
川嶋 幸治（新）
松井 徹（新）

H27.3.31現在

1. 個人会員

	会員 番号	氏名	連絡先					入会日時
			〒	住所	TEL	FAX	E-mail	
	p12-1	阿賀裕英	060-0819	札幌市北区北19条西12丁目 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター 環境保全部 情報・水環境グループ	011-747-3576	011-747-3254	aga-hirohide@hro.or.jp	2009.5.27
理事	p12-2	石井一英	060-8628	札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院	011-706-7284	011-706-7287	k-ishii@eng.hokudai.ac.jp	2009.5.8
	p12-3	石川文雄	064-0914	札幌市中央区南14条西18丁目5-18-101	011-522-3525	011-522-3664	kandk@poppy.ocn.ne.jp	2009.5
	p12-4	今村聖祐	007-0885	札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号北清企業(株)営業部開発課	080-1878-6933	011-791-1233	m-imamura@hokusei-g.co.jp	2009.6.4
	p12-5	内ヶ島輝美	007-0872	札幌市東区伏古12条2丁目13-5	080-1866-3580		yqcdr727@ybb.ne.jp	2009.5.31
顧問	p12-6	小笠原紘一	061-3244	石狩市新港南1丁目22番地68(株)マテック 資源化工場	0133-602277	0133-60-2882	ogasawara@matec-inc.co.jp	2009.5.27
理事	p12-7	加賀美穂	064-0808	札幌市中央区南8条西20丁目1番23号コーポまついB号室	011-552-1048	011-552-1048	yuiyuiyukai@seagreen.ocn.ne.jp	2009.5.31
	p12-8	角田明彦	060-0807	札幌市北区北7条西1丁目1-2 月島機械(株)札幌支店	011-726-0510	011-726-0520	a_kakuta@tsk-g.co.jp	2009.5.20
	p12-9	小林真彦	001-0024	札幌市北区北24条西13丁目1番1号	011-756-5874		masahiko@sannet.ne.jp	2009.5.19
	p12-10	高島晃	063-0002	札幌市西区山の手2条9丁目1-1-105	011-613-2333	011-613-2770	kanken-nyappa@nifty.com	2009.5.12
	p12-11	高田悦子	063-0801	札幌市西区二十四軒1条4丁目3-1-701	011-616-5671	011-616-5671		2009.5.15
	p12-12	高橋 優	065-0031	札幌市東区北31条東16丁目2-18	011-206-6606	011-206-6606	eco.sapporo@opal.plala.or.jp	2009.5.28
理事	p12-13	谷川 昇	103-0012	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター事業推進部・国際協力部	03-3668-6511	03-3668-6512	tanikawa@jwnet.or.jp	2009.5.8
	p12-14	富田義昭	063-0867	札幌市西区八軒7条東3丁目7-18	011-728-5835	011-728-5835	vtpmi639@ybb.ne.jp	2009.5.21
理事長	p12-15	古市 徹	060-8628	札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院	011-706-7283	011-706-7287	t-furu@eng.hokudai.ac.jp	2009.5.8
	p12-16	堀田恵一	061-3362	石狩市美登位553-2	0133-66-3379	0133-66-3379		2009.5.19
	p12-17	前田慎一	007-0825	札幌市東区東雁来5条1丁目3-40	011-789-5544	011-789-5545	bio-dream@sky.plala.or.jp	2009.5.19
	p12-18	余湖 智	061-1366	恵庭市北島36	0123-37-2774	0123-37-2779	global@titan.ocn.ne.jp	2009.5.8
	p12-19	吉田伸二	005-0013	札幌市南区真駒内緑町4丁目1番地 23号棟301 (百姓クラブ)	011-588-1015	011-590-1035		2009.5.31
	p12-20	中村恵子	052-0022	伊達市梅本町24-2	090-3113-3954	0142-23-0632	fwga6923@nifty.com	2009.7
	p12-21	川嶋幸治	060-0005	札幌市中央区北5条西6丁目第2道通ビル7階 社団法人北海道産業廃棄物協会	011-241-7611	011-241-7612	kawashima@sanpai.or.jp	2009.7
	p12-22	菊地政明	060-0005	札幌市中央区北1条西7丁目フォレスト1・7ビル(ナラキ産業(株)北海道支社内)	080-6072-9460	011-685-3077	eco_netkyo@yahoo.co.jp	2009.12.10
	p12-23	伊藤 守		留萌市幸町3丁目18番地の2	0164-43-7403 090-3390-0830	0164-43-7403 0164-42-3977	itonen@joy.ocn.ne.jp	2009.12.18
	p12-24	金 相烈	060-8628	札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院 バイオウエイストマネジメント工学講座	011-706-7581	011-706-7583	sykim@eng.hokudai.ac.jp	2010.3.15
	p12-25	森 久綱	514-8507	三重県津市栗真町屋町1577	059-231-9174	059-231-9174	hisamori@human.mie-u.ac.jp	2010.3.17
理事	p12-26	福間 博史	065-0016	札幌市東区北16条東19丁目1-14 日本データサービス株式会社	011-780-1119	011-780-1129	h-fukuma@ndsinc.co.jp	2010.6.8
	p12-27	奥谷 直子	004-0032	札幌市厚別区上野幌2条4丁目6-10	011-894-7877	011-894-7877	naokookushi@kcf.biglobe.ne.jp	2010.6.20
	p12-28	中谷 則之	060-0004	札幌市中央区北4条西2丁目1番18邦洋札幌N4. 2ビル6階	011-261-9262	011-251-5345	noriyuki.nakatani@okumuragumi.jp	2011.4.6
	p12-29	翁 御棋	060-8628	札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院	011-706-7284	011-706-7287	weng@eng.hokudai.ac.jp	2011.4.26
監事	p12-30	洞口恒明	064-0820	札幌市中央区大通西26丁目3-13-702	011-621-39510	011-621-3951	hora-nao@ceres.ocn.ne.jp	2011.6.1
	p12-31	近藤 勝	062-0055	札幌市豊平区月寒東5条14丁目12番1-104号	011-299-2711	011-374-8643	mkondo1952@nifty.com	2011.6.24
	p12-32	本田 日比喜	003-0001	札幌市白石区東札幌1条2丁目3-30	011-817-1011	050-3737-3753	ceo_hibiki_honda@bcp-lps.jp	2011.6.24
監事	p12-33	藤田 哲男	063-0021	札幌市西区平和1-3-6-2	011-665-1615		tetsuo0625@icom.home.ne.jp	2011.9.6
	p12-34	藤山 淳史	060-8628	札幌市北区北13条西8丁目 北海道大学大学院工学研究院30	011-706-7581	011-706-7287	fujiyama@eng.hokudai.ac.jp	2013.8.1

2. 企業・団体会員

会員番号		企業団体名	担当部署	担当者	その他担当者	連絡先					入会日時
						〒	住所	TEL	FAX	E-mail	
g12-1	理事	岩田地崎建設(株)	環境ソリューション部次長	伊藤俊裕		060-8630	札幌市中央区北2条東17丁目2番地	011-221-2208	011-221-8815	to.itou@iwata-gr.co.jp	2009.6.9
g12-2		(一財)札幌市下水道資源公社	事務局長	山際裕信	佐竹裕己	062-0906	札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 札幌市下水道庁舎内	011-818-3670	011-818-3683	yamagiwa@sapporo-src.com	2009.5
g12-3	副理事長、顧問事務局	(株)大建設 札幌事務所	札幌事務所	江頭恵一		060-0807	札幌市北区北7条西7丁目1番地30号 RICH7-7BLDG6階	011-756-6800	011-756-6801	kei-ega@daiken-sekkei.co.jp	2009.5.28
g12-4		(株)日水コン北海道支所	北海道支所	松永章広		060-0003	札幌市中央区北3条西1丁目1番地(サンメモリア)	011-281-2408	011-281-2410	matunaga_a@nissuicon.co.jp	2009.6.2
g12-5		日本配合飼料(株)北海道支社	飼料事業本部 畜産飼料部 道央営業所	田内 誠		068-0816	岩見沢市美園6条7丁目4番4号	0126-23-0018	0126-23-0630	makoto.tanouchi@nippai.co.jp	2009.5.22
g12-6		早来工営(株)	社長室	高森博嗣		059-1431	勇払郡安平町早来新栄20-1	0145-22-3731	0145-22-3951	h.takamori@g-sanyu.co.jp	2009.5.19
g12-7		(株)ばんけいリサイクルセンター	環境企画室	畠山大介		003-0027	北海道札幌市白石区本通20丁目北1番15号	011-867-2320	011-867-2322	info@recycle-bankei.jp	2009.6.1
g12-8		北電総合設計(株)	環境部長	高野 準		060-0031	札幌市中央区北1条東3丁目1-1北電興業ビル	011-222-4431	011-222-4426	iun-tako@hokuss.co.jp	2009.6.2
g12-9	理事	北海道衛生工業(株)	本社	山森功一		007-0880	札幌市東区丘珠町647番地5	011-783-1432	011-783-1413	yamamorimail@k2.dion.ne.jp	2009.5.8
g12-10	副理事長	(株)町村農場	代表取締役	町村 均		061-0055	江別市篠津183番地	011-382-2155	011-383-9775	machimura@machimura.co.jp	2009.5.28
g12-11	副理事長	(株)マテック	社長室	渡部和正		066-0077	千歳市上長都1130-16	0123-26-7878	0123-26-8885	watanabe@ems-inc.jp	2009.6.2
g12-12		環境管理センター北海道支店	支店長	永田耕一		060-0907	札幌市東区北7条東3丁目28-32	011-751-0225	011-751-0224	knagata@kankyo-kanri.co.jp	2009.5.27
g12-13	理事	コーンズ・アント・カンパニー・リミテッド /コーンズ・バイオガス	CEO	金子孝文		060-0806	札幌市北区北6条西1-4-2 ファーストプラザビルF8	011-758-6611	011-758-5331	tkaneko@spr.cornes.co.jp	2010.6.14
g12-14		鹿島建設株式会社北海道支店	土木部 次長	井谷隆志		060-0003	札幌市中央区北3条西3丁目(札幌北三条ビル)	011-231-5181	011-231-7628	itanit@kajima.com	2011.5.18
g12-15		株式会社タクマ北海道支店	エネルギープラント課	早川直人		060-0042	札幌市中央区大通西5丁目11番地(大五ビル)	011-224-4108	011-241-0523	hayakawa@takuma.co.jp	2011.9.5